

# 金融資産性所得に対する個人住民税の 課税時期と課税団体について

# 目次

- ① 年の途中で出国した者のキャピタルゲインに・・・ 1  
対する個人住民税の課税のあり方について
- ② 配当割・株式等譲渡所得割のあり方について・・・13

①年の途中で出国した者のキャピタルゲインに  
対する個人住民税の課税のあり方について

# 基本的な非居住者に対する個人所得課税について

## 【所得税】

### 【課税範囲】

- ・居住者……全世界所得に課税
- ・非居住者…国内源泉所得のみに課税

(例) 内国法人から支払われる配当所得→課税  
国外で売買された株式の譲渡益 →非課税

### 【国外転出時】

- ・国外転出をする納税者は、納税管理人を定めなければならない。(国税通則法117)

※ 納税管理人を届け出た場合は、翌年の3月15日までに納税管理人が確定申告を行う。

- ・納税管理人を届け出ずに国外転出をする納税者は、出国の時までの所得についての確定申告(準確定申告)を行い、所得税額を納付しなければならない。(所法127、130)

## 【個人住民税】

### 【課税範囲】

- ・所得の生じた年の翌年1月1日に国内に住所を有する者に課税

※ 所得の生じた年に非居住者期間を有する場合には、居住者期間については全世界所得、非居住者期間については国内源泉所得のみに課税する。

- ・年の途中で出国し、翌年1月1日に国内に住所を有しない場合には、出国年の所得に対する個人住民税は課税されない。

※ ただし、現年課税される個人住民税については、出国の時までに納税義務が生じたものは課税される。

# 平成27年度税制改正において導入された 未実現のキャピタルゲインに対する課税について

## 【背景】

- 租税条約上、株式等のキャピタルゲインについては株式等を売却した者が居住している国に課税権があるとされている。
- これを利用し、巨額の含み益を有する株式等を保有したまま国外に転出し、キャピタルゲイン非課税国（例：シンガポール、香港）において売却することにより、課税逃れを行うことが可能。

## 【所得税】(H27.7.1～導入)

- 一定の高額資産家を対象に、国外転出時に未実現のキャピタルゲイン（含み益）に対して特例的に課税する。
  - ※ 国外転出時の有価証券等の評価額が1億円以上の者であり、かつ、国外転出の日前10年以内において5年を超えて居住者であった者。
  - ※ 課税対象は、有価証券等及び未決済デリバティブ取引等
- また、納税資金が不十分であることを勘案し、納税猶予（最長10年）を選択できる。
  - ※ 適切な担保の提供、納税猶予継続届出書の提出（毎年）が必要
  - ※ 納税猶予期間内に対象資産を売却せずに帰国した場合には、利子税を含め免除

## 【個人住民税】

- 国外転出時における未実現のキャピタルゲインに対する課税について、H27年度改正における導入は見送り、引き続き検討を行うこととされた。

# 出国時の譲渡所得課税の特例について

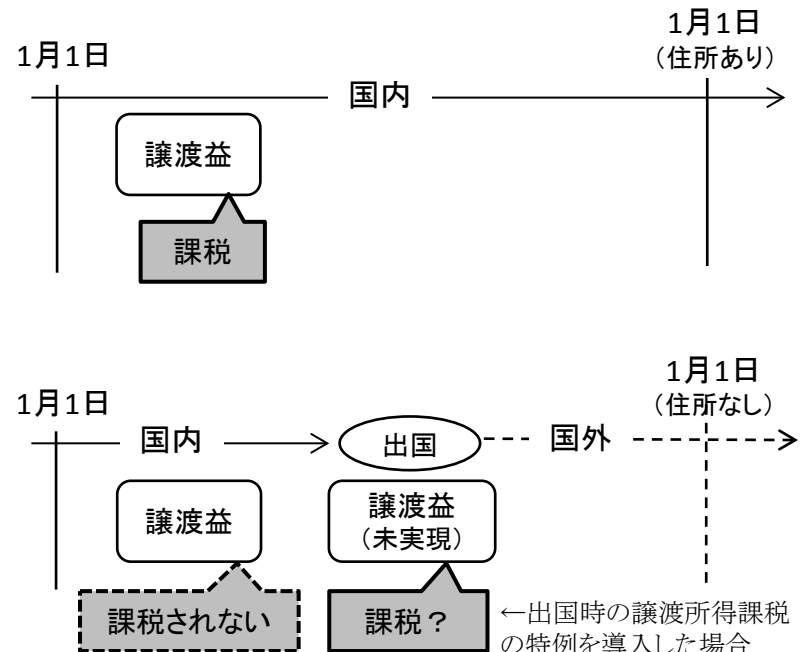
H27改正時に党税調へ提出した資料

- 個人住民税については、翌年1月1日に地方団体内に住所を有する者に課税される税であるため、年の途中で出国した者については、当該年中に実現したキャピタルゲイン（例えば出国の直前に売却した株式の譲渡益）に係る個人住民税は課税されないこととの公平性を踏まえると、所得税と同様の措置を講ずることは現時点では困難。
- 個人住民税に係る出国時における未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得課税の特例については、年の途中で出国した者等の実現したキャピタルゲイン等についての課税のあり方の検討と併せて、引き続き検討する。

【出国者等に係るキャピタルゲインに対する課税関係】

	出国年の1月1日から出国時までの間に実現したキャピタルゲイン	未実現のキャピタルゲイン
所得税 (国税)	課税	新たに課税
個人住民税 (地方税)	課税されない ※ 賦課期日（出国年の翌年1月1日）時点において住所を有しないため、納税義務者にあたらぬ。	(引き続き検討)

【個人住民税におけるキャピタルゲインに対する課税関係(イメージ)】



## 所得の発生した年に課税されている個人住民税

課税対象	課税方式	課税団体	徴収時期	地方団体への納入
預貯金・公社債等の利子等	利子割 (特別徴収)	利子等の支払の事務等 を行う営業所等所在地 の都道府県	支払の際	徴収の日の属する月の翌月10日
上場株式等の配当等	配当割 (特別徴収)	支払を受ける者の支払 時の住所地の都道府県	支払の際	徴収の日の属する月の翌月10日 (特定口座(源泉徴収選択口座)内の上場株式等 の配当等については、当該口座内で生じた譲渡 損失と損益通算した後、徴収の日の属する年の 翌年1月10日に納入(※))
上場株式等の株式等譲渡所得 (特定口座(源泉徴収選択口 座)分に限る)	株式等譲渡 所得割 (特別徴収)	支払を受けるべき日の 属する年の1月1日時点 の住所地の都道府県	支払の際	徴収の日の属する年の翌年の1月10日(※)
退職手当等	分離課税に 係る所得割 (特別徴収)	支払を受けるべき日の 属する年の1月1日時点 の住所地の都道府県・ 市町村	支払の際	徴収の日の属する月の翌月10日

(※) 特定口座廃止届出書又は特定口座開設者死亡  
届出書の提出があった場合、提出があった日  
の属する月の翌月10日に納入

# 平成27年度税制改正大綱（抜粋）

（平成26年12月30日）  
自由民主党  
公明党

## 第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

### V 国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和に向けた取組み

国境を越えた人の動きに係る租税回避を防止する観点から、出国時における株式等に係る未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得課税の特例を創設する。これにあわせて、現行の財産債務明細書について、所得税・相続税の申告の適正性を確保するため、記載内容を充実するなどの見直しを行う。その際、記載に係る事務負担が過重なものとならないよう、運用上、適切に配慮することとする。なお、個人住民税に係る譲渡所得課税の特例の導入について、引き続き検討を行う。



## 出国者のキャピタルゲインに対する 個人住民税の課税のあり方を検討するに当たっての視点

- 出国者の未実現のキャピタルゲインに対する課税については、所得税においては平成27年度税制改正により導入された一方、個人住民税における導入は見送られたところ。
- 未実現のキャピタルゲインに対する課税により、課税逃れを防止することは、意義のあることであり、この観点からも個人住民税においても引き続き導入を検討する必要。
- しかしながら、個人住民税は、出国者の出国年中に実現したキャピタルゲインに対しても課税されないという点で所得税とは異なっており、公平性の観点からも、出国者のキャピタルゲインに対する個人住民税の課税のあり方を検討するに当たっては、まずは出国者の出国年中に実現したキャピタルゲインに対する課税のあり方を検討する必要があるのではないか。
- 出国者の未実現のキャピタルゲインに対する課税のあり方については、実現したキャピタルゲインに対する課税のあり方の検討を踏まえて、検討を行う。

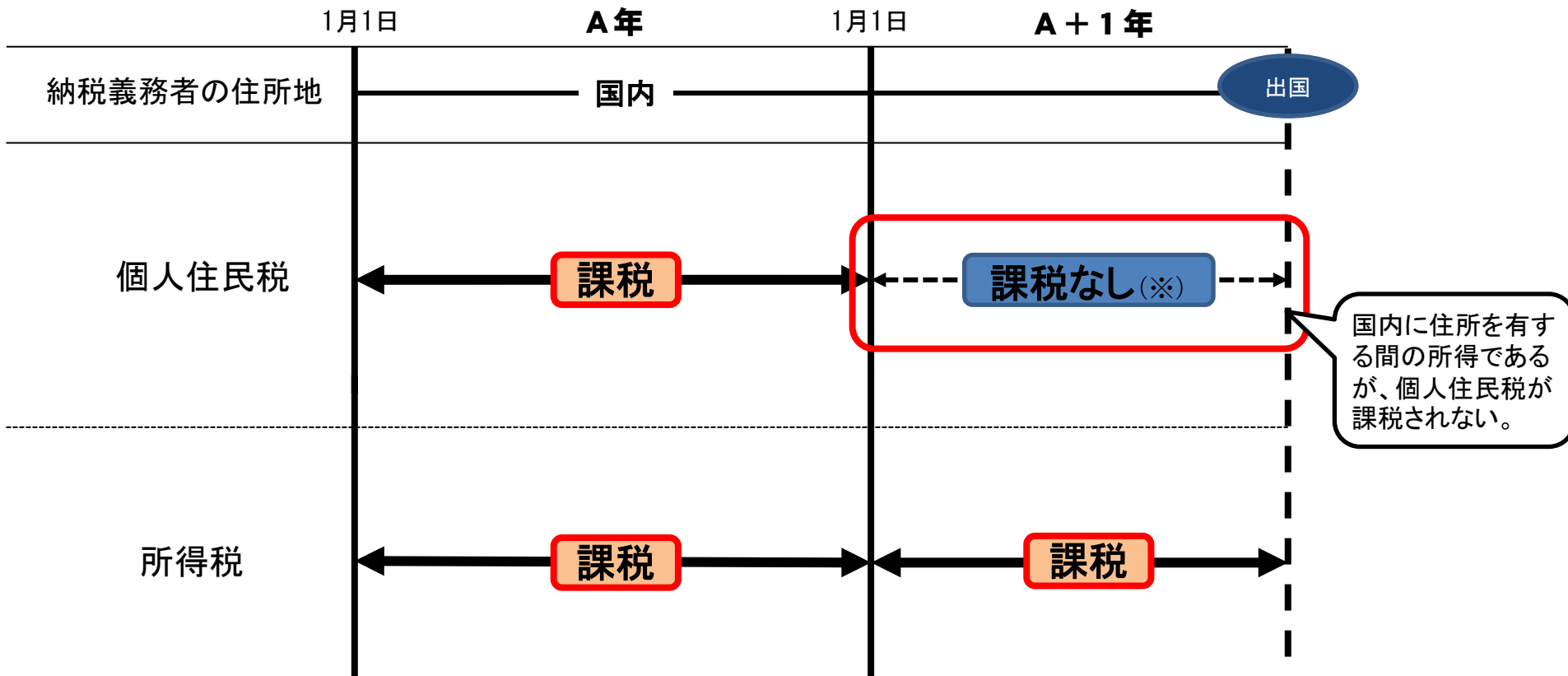
## 実現したキャピタルゲインに対する個人住民税の課税関係

課税対象		課税方式	課税団体	課税時期	徴収時期
上場株式等の 株式等譲渡所得	源泉徴収選択口座内	株式等譲渡所得割 (特別徴収)	支払を受けるべき日の属する年の 1月1日時点の住所地の都道府県	現年課税	支払の際
	源泉徴収選択口座外	申告分離課税 (普通徴収)	所得の生じた年の翌年1月1日時 点の住所地の都道府県・市町村	翌年度課税	翌年度
非上場株式等の株式等譲渡所得		申告分離課税 (普通徴収)	所得の生じた年の翌年1月1日時 点の住所地の都道府県・市町村	翌年度課税	翌年度
先物取引に係る雑所得		申告分離課税 (普通徴収)	所得の生じた年の翌年1月1日時 点の住所地の都道府県・市町村	翌年度課税	翌年度

# 出国者のキャピタルゲインに対する個人住民税・所得税の課税関係の現状

- 出国年の出国の日までに実現したキャピタルゲインについては、所得税は課税される一方、個人住民税は、翌年1月1日に国内に住所を有しない場合には課税されない。

## 実現したキャピタルゲインに係る課税



(※) 源泉徴収選択口座内の株式等については、出国日までの間の譲渡所得についても特別徴収により課税

## 出国者の出国年に係るキャピタルゲインに対する個人住民税の課税について

- 個人所得課税（所得税・個人住民税）は、個人が行った経済活動の成果である所得に担税力を見出して課税しているものであり、特に、個人住民税は、「市町村内（道府県内）に住所等を有する」という継続的な事実を課税客体としているが、課税団体、納税義務者等とあわせ、課税要件を確定するため、課税技術上の理由から、賦課期日として一定の期日を定めているところ。
- 本来、個人所得課税は所得に担税力を見出して課税するものであるところ、課税技術上の理由から、翌年1月1日に住所等を有しない者（年の途中で出国した者）について、その年における住所等を有する出国までのキャピタルゲインに課税できていない状況が生じていることは、税負担の公平性等の観点から、解消することを検討すべきではないか。

# 出国者の実現したキャピタルゲインに対する個人住民税の課税についての検討

## 論点 賦課期日・課税団体確定の基準日について

### <課題>

- 出国者に課税することとした場合、1月1日には住所を有しないこととなるため、賦課期日及び課税団体確定の基準日について、新たに整理する必要。

### <検討内容>

- 賦課期日は、①出国日、②出国日の属する年の翌年の1月1日、の2案が、また、賦課団体確定の基準日は、①出国日の属する年の1月1日、②出国日、の2案が考えられる。
- 賦課期日及び賦課団体確定の基準日のパターンとして、以下の4案が考えられるか。

		賦課期日		課題
		①出国日	②出国日の属する年の翌年の1月1日	
賦課団体確定の基準日	①出国日の属する年の1月1日	案A	案B	・出国の事実を把握できない場合が考えられるが、出国情報をどう入手するか
	②出国日	案C	案D	・同一年に出国が複数回ある場合の課税方法
課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一年に他団体へ帰国した場合の税額調整</li> <li>・出国者に係る課税状況についての情報を共有する仕組みの構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一年中に他団体へ帰国している場合の把握方法</li> <li>・当初賦課時期における出国に係る調査等が可能か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(各案共通の課題)</li> <li>・準確定申告書の速やか、かつ、確実な回付</li> <li>・納税通知書の送達</li> </ul>

- 上記案A～Dのパターンについて、出国に関する手続を行う地方団体(国外転出届を受ける団体。税の申告の慫慂も行うことが想定される。)との関係も含め、課税団体の実務の円滑な実施の観点から、それぞれどのように考えられるか。

## 本検討を進めるに当たり留意すべき論点

### 出国者の実現したキャピタルゲインに対する個人住民税の課税を検討を進めるに当たって、以下の点に留意する必要

- 賦課期日を出国日とした場合における、出国をした後、同一年に再入国(帰国)をした場合の課税について整理が必要。
- 出国者の実現したキャピタルゲインに対する個人住民税の課税を検討する場合、出国者のキャピタルゲイン以外の所得に対する課税については、どのように考えるか。
- キャピタルゲインに対する課税に当たって(※)のマイナンバーの活用範囲が、今後どのようになるのか。

(※)課税資料の回付や出入国事実の把握などへの活用の可能性など

## ②配当割・株式等譲渡所得割の あり方について

# 配当割及び株式等譲渡所得割の概要

- 配当割及び株式等譲渡所得割は、金融機関等が特別徴収をして都道府県に納入する。
- 都道府県は、収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市区町村へ交付する。市区町村への交付金は、都道府県内市区町村の前3カ年度における個人住民税の額で按分。  
(※) 平成16年の創設時から、特別徴収義務者である金融機関等の事務負担に配慮し、都道府県が課税し、市区町村へ交付する制度となっている。
- 配当割及び株式等譲渡所得割に係る所得を申告した場合には、当該所得について所得割で課税され、すでに特別徴収された配当割額及び株式等譲渡所得割額が所得割額から税額控除(所得割額から控除しきれない場合は、充当・還付)される。

	配当割	株式等譲渡所得割	(参考) 利子割
①課税主体	都道府県		都道府県
②納税義務者	一定の上場株式等の配当等(特定配当等)の支払を受けるもの(都道府県内に住所を有する個人に限る。)	所得税において源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収口座)における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受けるもの(都道府県内に住所を有する個人に限る。)	利子等の支払を受けるもの(都道府県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける個人に限る。)
③課税標準	特定配当等の額	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額(特定株式等譲渡所得金額)	支払を受けるべき利子等の額
④税率	5%(所得税15%)	5%(所得税15%)	5%(所得税15%)
⑤徴収方法等 ・特別徴収義務者	特定配当等の支払をする株式の発行会社等	源泉徴収口座を開設している金融証券会社等	利子等の支払又はその取扱いをする金融機関
・納入先	特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県	その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県	利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県
・納入方法	その支払の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払の際に徴収し、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入	その支払等の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入
⑥所得割との調整	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除		(申告不可のため所得割との調整はない)
⑦交付金	各収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市区町村へ交付		収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市区町村へ交付
⑧税收	1,301億円(25年度決算額)	2,168億円(25年度決算額)	1,149億円(25年度決算額)



# 配当割及び株式等譲渡所得割の申告納入事務

- 特別徴収義務者による配当割及び株式等譲渡所得割の申告納入は、納入申告書等及び特別徴収税額計算書を申告納入する都道府県ごとに作成し、各都道府県の指定金融機関の口座に納入する。

※申告納入事務は、ほとんどの特別徴収義務者が本店等で全都道府県分を一括して行っている。

- 特別徴収税額計算書は、特別徴収義務者が当該申告納入期限内において当該都道府県に納入すべき特別徴収税額の総額を記載することとなり、各納税義務者ごとの税額は記載していない。

## 【納入申告書及び特別徴収税額計算書様式】

### 配当割

道府県民税配当特別徴収税額計算書

道府県民税配当特別徴収税額申告書

<input type="checkbox"/> 上場株式等の配当等 <input type="checkbox"/> 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配 <input type="checkbox"/> 特定投資法人の投資口の配当等 <input type="checkbox"/> 特定目的信託の社会的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの <input type="checkbox"/> 特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金	知事宛 平成 年 月 日提出 法人番号 個人番号 (所属) (電話) 口座番号 加入者名 処理事項 支払金額 0.1 税額 0.2 (延滞金) 0.3 納入金額合計 0.4 課税事務所 (取りまとめ店) (取りまとめ局) 上記のとおり配当割の納入について申告します。 (都道府県保管)
--	---

### 株式等譲渡所得割

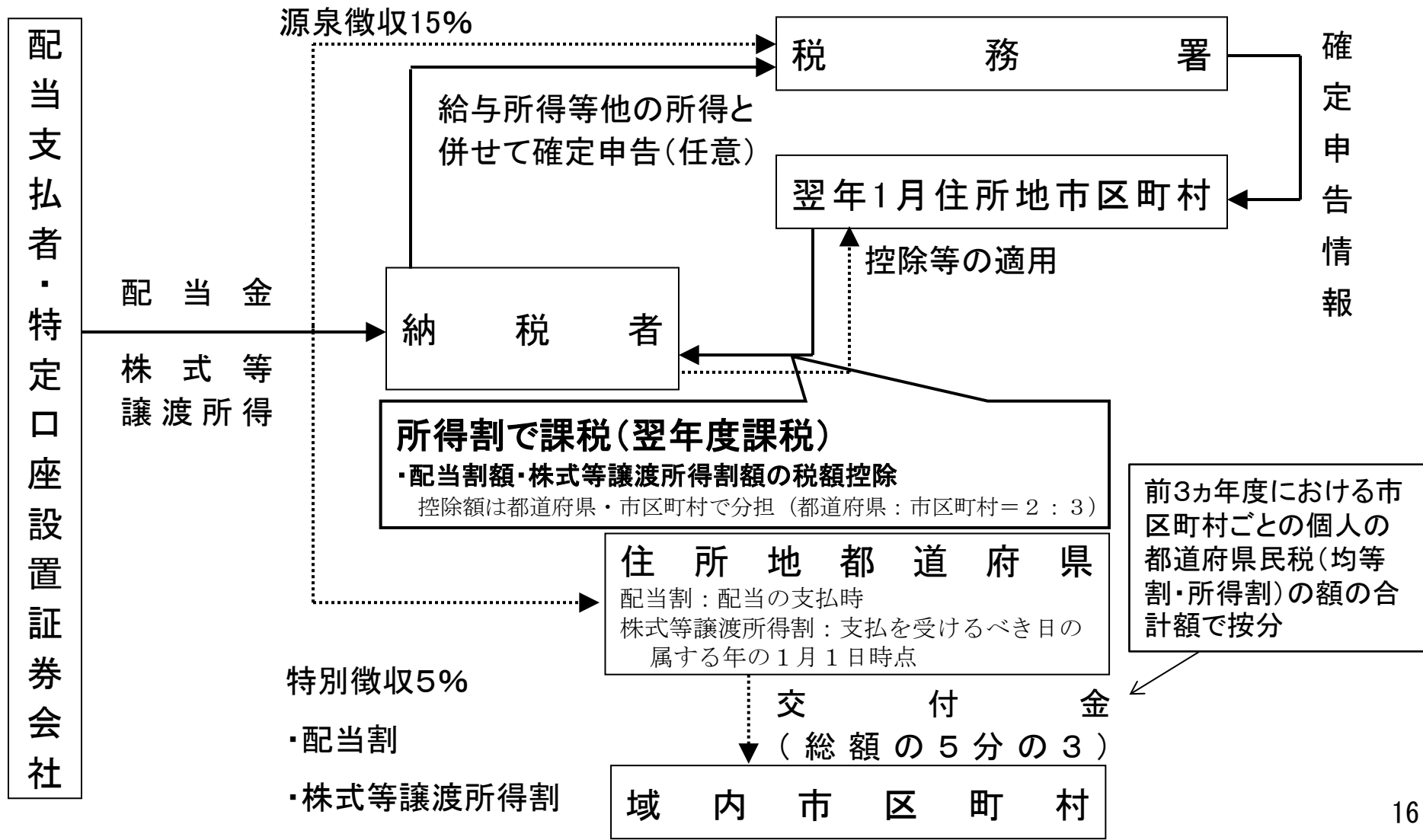
道府県民税株式等譲渡所得割納入申告書

道府県民税株式等譲渡所得割特別徴収税額計算書

区分 特定株式等譲渡所得金額 課税 (a) 11 還付税額 (b) 12 非課税 (c) 13 計 (a)-(b)+(c) 14	支払金額 税額 (延滞金) 納入金額合計 課税事務所 (取りまとめ店) (取りまとめ局) 上記のとおり株式等譲渡所得割の納入について申告します。 (都道府県保管)
---	---

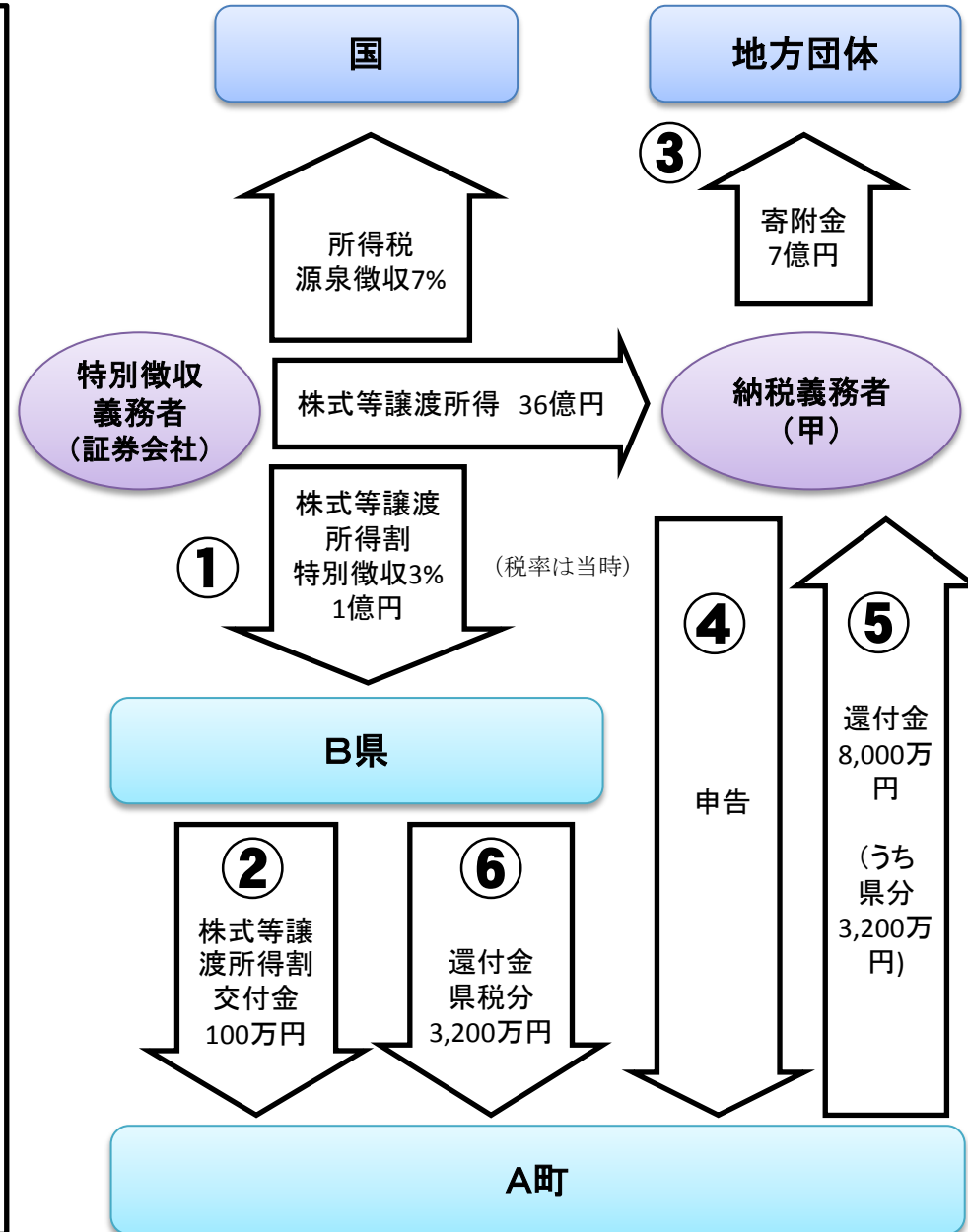
# 配当割額・株式等譲渡所得割額控除と交付金に係る手続の流れ

- 配当割及び株式等譲渡所得割に係る所得について、納税者が申告して所得割を課された場合には、当該所得割を課する市区町村が受け取っていた交付金の額と、当該市区町村の税込減となる配当割額・株式等譲渡所得割額控除の控除額とが乖離することとなる。



# A町の事例

- ① A町の納税義務者(甲)は、N年に約36億円の株式譲渡所得が発生し、株式等譲渡所得割約1億円が特別徴収されている。
- ② 特別徴収された約1億円のうち約6割については、県内市区町村に住民税額で案分して交付されており、A町へは約100万円が交付されている。
- ③ 甲は、N年中に、地方団体に約7億円の寄附を行っている。
- ④ 甲は、N+1年度分の住民税について、株式譲渡所得を申告するとともに、寄附金税額控除の申告を行った。株式譲渡所得を申告した場合には、二重課税とならないように、特別徴収された株式等譲渡所得割額が税額控除され、控除しきれない額については還付することとされている。
- ⑤ 甲は、申告により株式譲渡所得等に対して所得割として約1億円(税額控除前)が課税されることとなったが、寄附金税額控除として約8,000万円が控除され、残額の約2,000万円から特別徴収された約1億円を控除しきれないため、約8,000万円の還付をA町が行うこととなった。
- ⑥ 還付される約8,000万円のうち県分である4割(約3,200万円)については、県からA町に還付金として交付されるが、残りの約4,800万円についてはA町が負担することとなり、株式等譲渡所得割交付金(約100万円)との差額(約4,700万円)がA町の実質的な持ち出しとなっている。



- 平成28年からマイナンバー制度が施行されることを一つの契機として、今後の個人住民税における金融所得課税について、各納税義務者の住所地団体に対し、当該納税義務者に係る税収がより正確に帰属するような仕組みが考え得るのではないか。
- 住所地団体への税収帰属の実現により、配当割・株式等譲渡所得割に係る交付金と、配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除との乖離という課題や、それに起因するA町の事例のような事態の解消にもつながるのではないか。また、住所地課税（個人住民税収の住所地地方団体への帰属）の徹底の前進にもつながるのではないか。
- 個人住民税における金融所得課税について住所地課税の徹底が図られることにより、金融所得課税の一体化の更なる推進につながるのではないか。すなわち、「誰の税がどの団体に納められるのか」が明らかになることで、損益通算対象となる金融所得の範囲の一層の拡大をはじめ、金融所得課税の更なる一体化の検討を行いやすい環境を整えることにもつながるのではないか。

# 考えられる検討の方向性

## 方向性①

- 個人住民税の原則である住所地課税が一定前進することを踏まえ、特別徴収義務者が、納税義務者の住所所在の市区町村に対し、配当割及び株式等譲渡所得割額を納入することとし、都道府県分は、市区町村から都道府県に対し払い込むこととする。

(均等割・所得割と同様の方式)

### 【留意点】

- ・ 納税義務者名まで明示して市区町村に納入する方法の方が住所地課税の徹底につながるが、納税義務者名の明示を伴わなくても、住所地市区町村への税収の帰属という意味においては、住所地課税が一定前進。
- ・ 税収変動の幅も個々の市区町村にとっては大きくなる可能性があり、税収変動の見込みが困難となるおそれ。

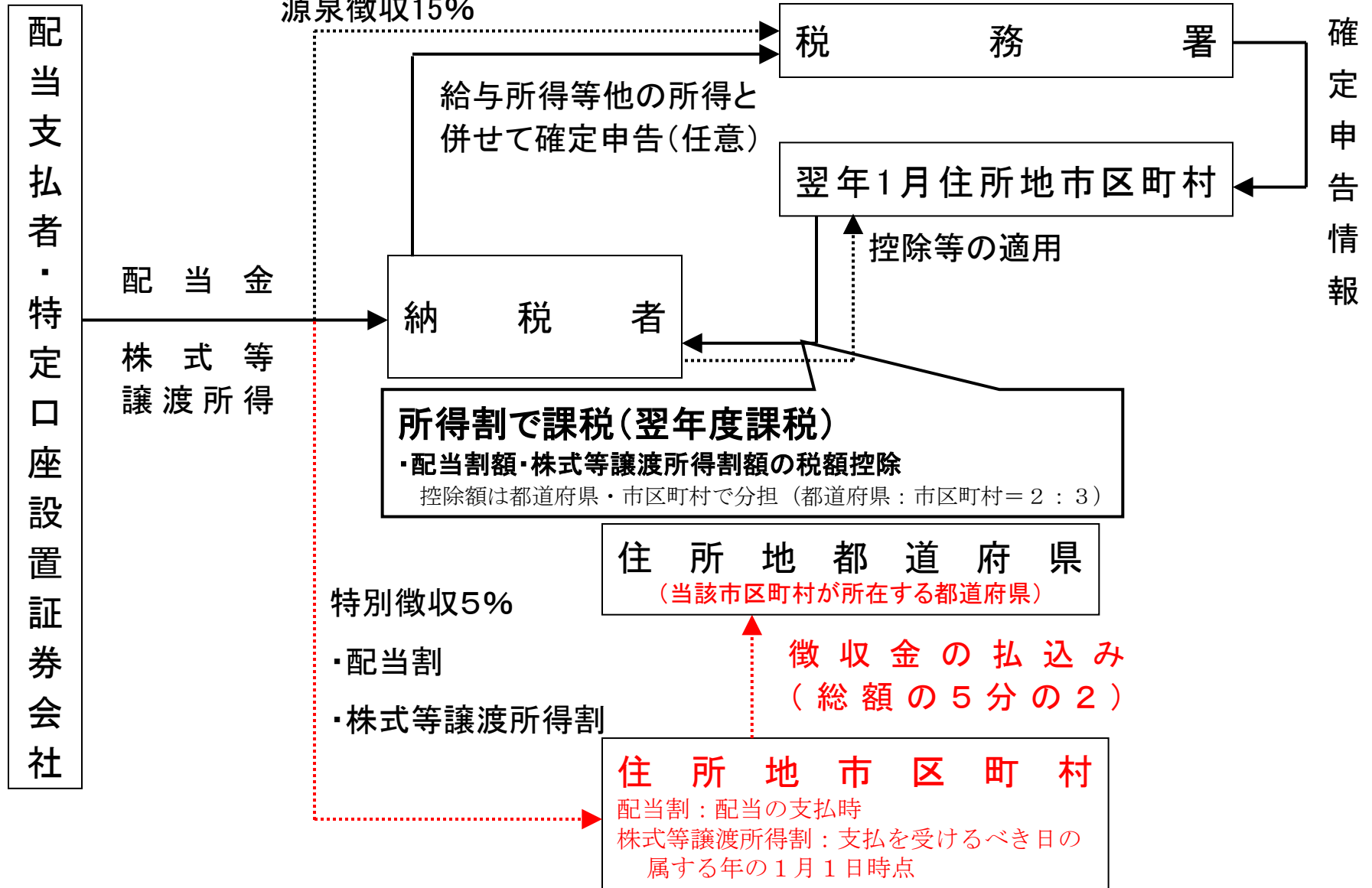
## 方向性②

- 現行制度のあり方を前提としつつ、できる限り納税義務者の住所地市区町村へ当該納税義務者に係る配当割額・株式等譲渡所得割額の5分の3に相当する額が交付されるよう、都道府県から市区町村への交付金の交付基準を見直す。
- 新たな交付基準としては、特別徴収義務者が納税義務者ごとの税額及びマイナンバー等を記載して都道府県に納入し、都道府県は各納税義務者の税額の5分の3を当該納税義務者の住所地市区町村(配当割:支払い時、株式等譲渡所得割:支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点)へ交付する。

### 【留意点】

- ・ 税収変動の幅が個々の市区町村にとって大きくなる可能性。
- ・ 納税義務者ごとの税を明確にした上で住所地市区町村に帰属させようとする、例えば金融機関等に登録されている住所と住民票上の住所が異なっている場合、正確な住所地を追求し、住所地市区町村を確定させることを制度上も実務上も求められることになる。
- ・ 事後的に納入先が異なることが判明した場合、団体間精算をする必要。都道府県をまたぐ精算や、都道府県間の精算も必要となり、制度全体が複雑となるおそれ。

# 方向性①の場合に想定される手続の流れ



# 方向性②の場合に想定される手続の流れ

